

I 計画策定の経緯と位置づけ

1 計画策定の経緯

「食」は、私たちが生きていくために欠かせないものです。

近年、私たちの食生活は豊かになった反面、食を取り巻く環境の変化などを背景に、栄養の偏りや不規則な食事等を起因とした肥満や生活習慣病の増加などの健康問題のほか、食の大切さへの意識が希薄化するなど、健全な食生活が失われつつあります。

国は、平成17年7月に「食育基本法」を施行し、平成18年3月には「食育推進基本計画」を策定して、国民運動として食育に取り組んでいくことを推進しています。また、平成23年3月には「第2次食育推進基本計画(平成23年度～27年度)」を策定しています。

本市においては、「食育基本法」及び「食育推進基本計画」に基づき、市民運動として食育を推進していくため、平成18年7月に市内の食育に関連のある10局の委員による「川崎市食育推進検討会」を設置し、食育の基本的な考え方や方向性について検討し、その結果を報告書としてまとめました。

平成19年4月に「川崎市食育推進会議条例」を施行し、市長を会長として、学識経験者、食育関連団体の代表、公募市民等19名により構成される「川崎市食育推進会議」を設置し、計画策定に向けて検討を進め、平成20年3月に「川崎市食育推進計画」(以下、「第1期計画」という。)を策定しました。

第1期計画(平成20～22年度)では、計画策定を機に食に関する関係団体が連携協力を図って様々な取組が行われ、内閣府より食育推進のために提案された「食事バランスガイド」の普及や、子どもや子育て世代への働きかけにより「食育」に対して多くの人が意識するようになりました。

「第2期川崎市食育推進計画」(以下、「第2期計画」という。)(平成23～25年度)では、教育機関・地域等において、より実践にむすびつくよう食に関する知識の向上に取り組みしました。その結果、家族と毎日一緒に食事をする人や、「食事バランスガイド」を活用する人が増加するなどの成果がみられました。また、食生活の改善は、生活習慣病予防のために極めて重要であることから、第1期計画から、川崎市健康増進計画「かわさき健康づくり21」と連携しながら食育を推進してきました。

しかしながら、高齢化の進展による人口構造の変化や食習慣の乱れによる肥満や生活習慣病の増加などの健康問題、若い世代の栄養の偏り等、依然として食に関する課題があることから、今後も継続した食育の取組が必要となっています。

このような状況をふまえ、「川崎市食育推進会議」において協議を行い、第2期計画の目標の達成度や市民の食の状況をもとに第3期川崎市食育推進計画を策定しました。

食育とは…



「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」こととされています。

(食育基本法前文より)

2 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から28年度の3年間です。また、計画期間中であっても必要性に応じて見直しを行います。

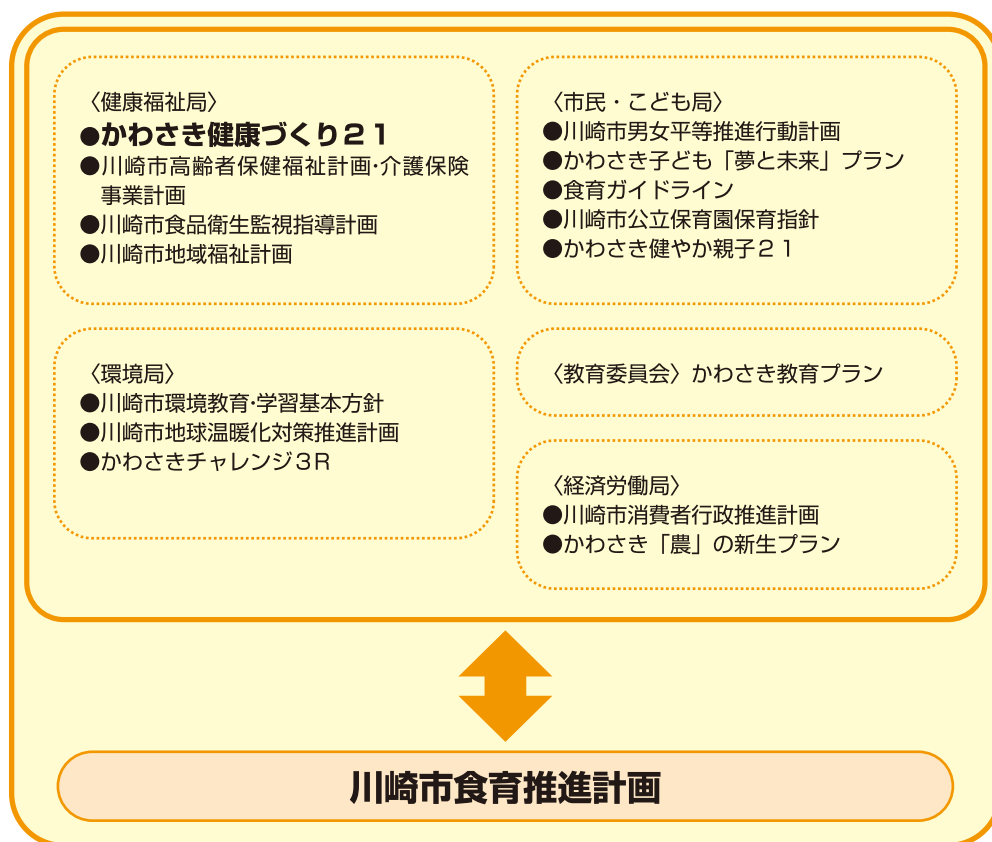
年	国の動向	川崎市の取組	川崎市の健康づくりの取組
平成17年度	●7月「食育基本法」施行		●川崎市健康増進計画「かわさき健康づくり21」 (計画期間13年度～24年度)
平成18年度	●「食育推進基本計画」 (計画期間18年度～22年度)	●7月「川崎市食育推進検討会」設置	
平成19年度		●「川崎市食育推進会議条例」 ●「川崎市食育推進会議」設置	
平成20年度		●「川崎市食育推進計画」 (計画期間20年度～22年度)	
平成21年度			
平成22年度			
平成23年度	●「第2次食育推進基本計画」 (計画期間23年度～27年度)	●「第2期川崎市食育推進計画」 (計画期間23年度～25年度)	●川崎市健康増進計画「第2期かわさき健康づくり21」 (計画期間25年度～34年度)
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度		●「第3期川崎市食育推進計画」 (計画期間26年度～28年度)	
平成27年度			
平成28年度	●「第3次食育推進基本計画」策定予定		

3 計画の位置づけ

この計画は、「食育基本法」の目的・基本理念を踏まえ、同法第18条第1項に定める市町村食育推進計画として、すべての食育関係者（行政、教育、生産者、関連事業者等）と市民がそれぞれの役割に応じて連携しながら食育を推進するための基本指針とします。

■ 川崎市食育推進計画の位置づけ

<本市計画>



<国の計画>

食育基本法 → 食育推進基本計画

4 策定の方法

市民の食に関する意識を把握するために、平成24年度に市民を対象に意識調査を行い、現状と課題を整理し、目標の策定のための基礎資料としました。

調査の名称「平成24年川崎市の食育の現状と意識に関する調査」

<対象・調査期間・回収状況>

(1) 川崎市在住の満20歳以上の男女

調査期間 平成24年8月31日～9月15日

回収状況 配付数 3,500 回収数 1,761 回収率 50.3%

(2) 市立高等学校2年生

調査期間 平成24年10月1日～11月15日

回収状況 配付数 1,158 回収数 1,158 回収率 100.0%

(3) 企業・事業所、食育関係団体

調査期間 平成24年9月18日～10月5日

回収状況	配布数	企業・事業所	90	回収数	52	回収率	57.8%
		食育関係団体	79	回収数	59	回収率	74.7%

市民や関係団体が主体となって食育を推進することが必要であることから、学識経験者・食育を推進する関係団体・企業の代表・公募市民で構成される「川崎市食育推進会議」において協議を行い、計画を策定しました。



5 食育の推進に関する主な計画

食育の推進に関連している各局が策定しているさまざまな計画については、今後、食育を市民運動として推進していくために関係部局との連携を図りながら進めていく必要があります。

計画名	策定年度 (担当局)	計画の目的	食育推進計画との関連
第2期かわさき健康づくり21 (川崎市健康増進計画)	平成24年度 (健康福祉局)	市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、個人の健康(行動)目標や、市民の健康づくりを支援する行政や関係団体等の役割を明確にし、健康寿命の延伸、健康格差の縮小さらに生活の質の向上を実現することを目的としています。	「栄養・食生活」の分野は、「健康的な生活の実践」「生活習慣病の予防」等施策の全てに横断的に関わっており、食育推進計画と連携した取組が重要です。
かわさきいきいき長寿プラン (第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)	平成24年度 (健康福祉局)	高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するものです。 高齢者保健福祉計画は、介護保険制度とそれ以外のサービスを組み合わせ、健康・いきがいづくりなど、高齢者総体の地域における福祉水準の向上をめざす計画で、介護保険事業計画は、介護保険給付サービスの見込量とその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組内容を定めています。	高齢者が、要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活が送れるように、保健・福祉の連携による介護予防栄養改善事業において、高齢者の食育を推進します。
川崎市食品衛生監視指導計画	年度毎に策定 (健康福祉局)	市民の安全で安心できる食生活の実現と健康の保護を目的としています。	食品等事業者、給食施設及び市民等に対して、食品衛生に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、加熱調理の重要性等、食中毒予防に関する指導の強化と情報提供を行います。

計画名	策定年度 (担当局)	計画の目的	食育推進計画との関連
第4期川崎市 地域福祉計画	平成25年度 (健康福祉局)	誰もが安心して充実した生活を送るための方法を地域住民・行政・保健福祉団体等が協力・連携して推進します。	「活力とうるおいのある地域づくり」をめざし、関係団体等との協力体制のもと、自立した日常生活を食生活面から支援します。
第3期川崎市 男女平等推進行 動計画～かわさ き☆かがやき プラン～	平成25年度 (市民・こども局)	「男女平等かわさき条例」(平成13年条例第14号)に基づき、男女共同参画社会の実現の推進をめざします。	男女共同参画に向け、様々な活動に取り組む市民・市民団体等が、食育に関する事業を行う際に、食育推進を側面的に支援します。
川崎市次世代 育成支援対策行 動計画『かわさ き子ども「夢と未来」 プラン』 (後期計画)	平成21年度 (市民・こども局 こども本部)	次代を担う子どもが健やかに育つための環境づくりとともに、将来親になる世代が希望を持って子どもを産み育てることのできる環境づくりを社会全体で推進します。	本計画は、子どもとその家庭に関わる施策を体系化したものであり、推進施策の1つとして食育推進計画を位置づけています。
食育ガイドライ ン～川崎市にお ける保育園食育 推進ガイド～ 「おなかがすい た～!」	平成19年度 (市民・こども局 こども本部)	ライフステージを見据えた上で就学前までの「めざす子ども像」を設定し、食育の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの発育・発達を捉えた取組の指標を示しています。保育園においては、このガイドラインを活用し、各園の特性や状況に応じた食育計画を作成しています。	食育の計画づくりにあたっては、保育園の全職員が関わり、家庭や地域と連携し、現代社会特有の食環境の変化に適応した食育を推進します。 地域活動をととして、在宅の子育て家庭に対しても食に関する情報発信や支援を進めます。

計画名	策定年度 (担当局)	計画の目的	食育推進計画との関連
川崎市公立 保育園保育指針 (平成21年改定)	平成21年度 (市民・こども局 こども本部)	国の保育所保育指針の改定に伴い、川崎市公立保育園保育指針についても改定しました。新保育指針では、小学校との連携を含めた、子どもの育ちの連続性を大切にしています。また、入所する子どもの保護者及び地域における子育て支援、地域の子育て力向上への寄与など、保育園の役割について明示されています。	健康及び安全の章に、「食育の推進」の項目が新たに加わり、乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる健全育成を図るため、保育園では食に関する取組を積極的に進めています。
かわさき健やか 親子21	平成23年度 (市民・こども局 こども本部)	近年の少子化、核家族化の進行や児童虐待の増加など、子育ての新たな課題や市民ニーズに対応し、安心して子どもを生み、育てるための家庭や地域の環境づくりや親と子が健やかに暮らせる社会の実現をめざします。	市民や関係者、関係機関・団体等が連携して母子保健施策を推進するための指針としてのこの計画には、食育推進計画に関連する事項として、妊産婦の食生活、朝食の欠食、孤食等についてがあります。
川崎市消費者 行政推進計画	昭和50年度 (策定当初は単 年度計画だった ものを平成20 年度から3か年 計画に変更。) (経済労働局)	「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」第6条に基づき、市全体で中期的に取り組むべき課題ならびに基本方針及び方向性について明確にするために策定します。	計画項目の中の「消費者啓発及び組織化の推進に関する事項」に食育の推進を位置づけ、健全な食生活に関する情報やそれを実践するための学習機会の提供、継続的な食育推進運動の展開について掲げています。

計画名	策定年度 (担当局)	計画の目的	食育推進計画との関連
かわさき「農」の 新生プラン	平成17年度 (経済労働局)	これまでの経済的機能だけを意味しがちな「農業」施策から、多面的な役割を果たす農業、農地を「農」ととらえた「農」の施策への発展を図り、市民が「農」のあるライフスタイルをめざします。	主要基本施策に、「市民とつくるかわさき農業の振興」として、地産地消の推進を取り上げています。
川崎市地球温暖化 対策推進計画	平成22年度 (環境局)	川崎市の地球温暖化防止対策の推進計画を定めています。 (計画期間は、平成23年度～平成32年度)	協働した地球温暖化対策の推進において、グリーンコンシューマーの視点で、エコショッピング、エコ・クッキングに取り組んでいます。エコショッピングでは、地産地消の視点があります。
川崎市環境教育 ・学習基本方針	平成17年度 (環境局)	市民が人間と環境のかかわりについて理解と認識を深め、責任がとれるよう、系統的な環境教育の推進に努め、環境に配慮した行動をとれる人間の育成を図り、「人と環境が共生する都市・かわさき」の実現をめざします。	地球温暖化、水、大気汚染など、地球規模の環境問題の解決のための個人レベルでの取組で、食育基本法第6条にあります、食に関する体験活動の場としてエコ・クッキングの拡充を図ります。
かわさき チャレンジ3R (一般廃棄物処理基本計画)	平成17年度 (環境局)	廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、適正処理が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減します。「循環型社会」の構築に向け、市民・事業者・行政の協働のもと3R(リデュース、リユース、リサイクル)を基本として、ごみの減量・リサイクルを促進し、地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちをめざします。	廃棄物の発生・排出抑制は、料理の作りすぎや食べ残しをしないバランスのよい食生活が重要です。

計画名	策定年度 (担当局)	計画の目的	食育推進計画との関連
かわさき教育 プラン	平成17年度 (教育委員会)	本市で初の教育基本 計画で、子どもから高齢 者まで、全ての市民が教 育・学習・文化・スポーツ などの各分野にわたって、 いきいきと学びあうこと のできる学習社会の実 現をめざします。	子どもたちが食に関する 正しい知識と望ましい食 習慣を身に付けられるよ う、学校給食や各教科等 において、食育を計画的 に推進します。このため、 食に関する指導の全体 計画の整備を推進しま す。また、学校、家庭、地 域が連携を図りながら、 子どもたちの望ましい食 習慣の形成を図ります。 (平成23年3月 第3期実行計画)

6 進捗管理と評価

本市においては、学識経験者、関係団体の代表者・市民等の委員で構成される「川崎市食育推進会議」を平成19年に設置し、食育推進計画に基づく食育推進事業の実施状況や施策の推進について、分析・評価を行うとともに、課題の検討・協議を行ってきました。

第3期計画においても、平成27年度には、実態調査等を行い計画の達成状況を把握するとともに、同会議において、計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、食育推進事業の実施状況等の進行管理、課題の検討、評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

